

全日本学生自動車連盟関東支部 規約

全日本学生自動車連盟関東支部

本部 〒135-0004 東京都江東区森下1-15-7
TEL・FAX 03-3634-9197

第1章 総 則

第 1条 名称

当団体は、全日本学生自動車連盟関東支部（英文名 ALL JAPAN STUDENT AUTOMOBILE ASSOCIATION KANTO LOCAL UNION 略称 AJSAA関東、以下当支部と呼ぶ）と称する。

第 2条 事務所

当支部は主たる事務所を、東京都江東区森下1-15-7
(〒135-0004 電話番号03-3634-9197)におく。

第 3条 目的

当支部は、全日本学生自動車連盟（以下、連盟と呼ぶ）の規約第3条を基本方針とし、当支部に加盟する大学の（1）自動車部員相互の親交を深めるため、（2）自動車部活動の発展を期するため各種行事を開催運営することを目的とする。

第 4条 運営

当支部は、連盟の方針に基づき、すべての企画、行事に於いて「安全の確保」を最優先として自主的運営を行うものとする。

第 5条 加盟

大学の自動車部及びそれに準ずるクラブが連盟の主旨に賛同して当支部への加入を希望する場合、一大学につき一加盟とし、その本拠地が当支部所轄地域内にあり、かつ、当支部加盟大学2校以上の推薦をえて、当支部主催の競技大会に一回以上出場することにより、加盟を認める。但し、全日本の本加盟の条件は準加盟として1年以上の加盟期間を要する。（全日本学生自動車連盟規約第3章）

第2章 資金及び会計

第 6条 資金

当支部の資金は、次のものをもって構成する。

- （1）支部加盟校負担金
- （2）競技参加費
- （3）寄付金、賛助金
- （4）前年度からの繰越金
- （5）利子、配当金

第 7 条 資金及び資産の管理、運用

当支部の資金及び資産は会計が管理する。
会計は年度毎の予算に従い、資金を運用する。

第 8 条 事業年度及び会計年度

当支部の事業年度及び会計年度は、毎年 1 2 月 1 日から翌年 1 1 月 3 0 日までとする。

第 9 条 事業計画及び収支予算

当支部は、事業計画及び収支予算を作成し、事業年度開始後二ヶ月以内に理事会の承認を得なければならない。

第 1 0 条 事業報告及び収支決算

当支部は、毎事業年度終了後二ヶ月以内に、前事業年度の事業報告及び収支決算報告書を作成し、監事の監査をうけ、理事会の承認を得なければならない。

第 3 章 役 員

第 1 1 条 役員構成及び人数

- (1) 当支部には、次の役員を置く。
- | | |
|-----------|-----------------|
| 1) 支 部 長 | 1 名 |
| 2) 副支部長 | 2 名 |
| 3) 理 事 | 2 0 名以上 3 0 名以内 |
| 4) 監 事 | 2 名 |
| 5) 常任委員 | 9 名以上 |
| 6) 運営協議委員 | 支部長の認める範囲において |
- (2) 理事の中に、総務、財務、安全及び、競技の各委員を置く。
(3) 常任委員の中に、委員長、副委員長、会計を置く。

第 1 2 条 役員を選任

- (1) 支部長は、理事会の推薦により、総会にて議決し、選任する。
(2) 支部長は、副支部長を指名し、理事会の承認を受けた後、任命することが出来る。副支部長は、理事を兼ねる。
(3) 支部長は、常任委員会の推薦により理事を任命する。
常任委員会は、理事の推薦を、加盟校に求める。

- (4) 支部長は理事より総務、財務、安全及び、競技の委員を指名し、任命する。
- (5) 支部長は、理事会の推薦により、監事を任命する。
- (6) 常任委員は、ルール校の推薦により、支部長が任命する。
- (7) 委員長、副委員長、会計は、常任委員が指名し、支部長が任命する。
- (8) 運営協議委員は、常任委員会もしくは理事会が推薦し、支部長が任命する。

第13条 役員の任期

- (1) 支部長及び副支部長の任期は、就任後4年以内の総会終結の時迄とし、重任は妨げない。
- (2) 理事、監事の任期は4年とし、重任は認めない。但し、理事の4分の3以上の要請があるときはその限りではない。
- (3) 常任委員の任期は、原則として3年とする。
- (4) 運営協議委員の任期は、原則として1年とする。
- (5) 任期内の欠員は、第12条の選考方法に準じ、補充することが出来る。その場合の任期は、前任者の残存期間とする。

第14条 役員の責任と解任

役員の責任（会議に出席し、意見を述べ、議決すること）をはたせないとき、あるいは、次の各号の要件に該当する場合、理事会に於いて、出席構成員の3分の2以上の同意によって解任されることがある。

- (1) 心身故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき。
- (2) 特定の役職により選出された役員が、その役職を失ったとき。
- (3) 特別の理由により役職が全うできないとき。

第15条 役員の職務

- (1) 支部長は、当支部を代表し、これを統括する。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故のあるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、この規約及び理事会の定めるところにより、理事会を通じて当支部の運営に参加する。
- (4) 総務、財務、安全及び競技の各委員は、支部長の意向を受けて各職務を主催し運営する。
- (5) 監事は、当支部の資産及び会計の状況を監査する。
- (6) 常任委員は、委員長、副委員長及び会計を補佐して、実務の処理に当たる。
- (7) 委員長は、常任委員を代表し、この規約の定めるところにより、実務を統括する。
- (8) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代行する。
- (9) 会計は、この規約の定めるところにより、当支部資産及び会計を管理、運営する。
- (10) 運営協議委員は、競技もしくは常任委員会を支援する。

第4章 会 議

第16条 種類及び構成員

- (1) 当支部の会議は、総会、理事会、常任委員会、ルール校会議及び加盟校委員会とする。
- (2) 総会は、各加盟校の代表者、支部長、理事、監事、常任委員とする。
- (3) 理事会は、支部長、理事、監事、常任委員により構成される。
- (4) 加盟校委員会は、各加盟校の学連委員と常任委員により構成される。
- (5) 常任委員会は、常任委員により構成される。
- (6) ルール校会議は、ルール校代表者、常任委員により構成される。

第17条 開催

- (1) 総会は、毎年1回、2月に開催する。
- (2) 理事会は、毎年3回、原則として、2月、5月、9月に開催する。
- (3) 総会、理事会は、支部長、または委員長、あるいは構成員の3分の1以上の要請があるとき、臨時に開催することが出来る。
- (4) 加盟校委員会、常任委員会、ルール校会議は、委員長が必要に応じて召集し、開催する。

第18条 議決事項

- (1) 総会では、この規約によって、理事会に委譲した審議事項を除く、すべての事項について議決が出来る。
- (2) 理事会では、次の事項を審議、決定する。また、理事会は緊急審議事項を総会に代わり議決できる。但し、この議決は次の総会において承認されなければならない。
 - 1) 支部長の推薦・解任の総会への提案、監事の推薦・解任の提案
 - 2) 副支部長の承認及び解任の提案
 - 3) 理事の解任
 - 4) 規約の変更
 - 5) 競技規則の変更及び改正への承認
 - 6) その他、この規約に定められた事項
 - 7) 前各事項の他、支部長が必要と認めた事項
- (3) 常任委員会では、次の事項を審議、決定する。
 - 1) 事業計画及び収支予算の作成
 - 2) 事業報告及び収支決算報告書の作成
 - 3) 運営細則の変更、改正
 - 4) 競技規則の変更、改正
 - 5) 公式通知及び通達事項の作成、変更
 - 6) その他、この規約において定められた事項
 - 7) 前各号の他、委員長が必要と認めた事項
- (4) ルール校会議では、次の事項を審議する。
 - 1) 競技規則の変更、改正

- 2) 運営細則の変更、改正
- 3) 前各号の他、委員長が必要と認めた事項

第19条 議長

総会・理事会は支部長が、常任委員会、ルール校会議は委員長が議長の任にあたる。

第20条 会議の成立

すべての会議は、構成員の過半数の出席をもって成立する。議事は多数決をもって決定する。但し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

第21条 書面または代理人による会議への参加

会議に出席できない構成員は、書面（例：委任状）により、または構成員の代理人として議長に承認されたものが出席し、議事に加わることが出来る。

書面または代理人により会議に加わる場合は、出席構成員の数に算入する。

第22条 加盟校委員会の承認

運営細則、競技規則の変更、改正、その他、ルール校会議において審議した事項については、加盟校委員会の承認を得なければならない。

第5章 加盟校の権利及び義務

第23条 総会等に於ける評決権平等

すべての加盟校は、当支部の総会等において、1校1票の議決権を有する。この議決権は、平等であって、加盟年数、競技会の成績そのほかいかなる理由によっても差別されない。

第24条 請願権

すべての加盟校は、連盟及び当支部の役員の解任、規約の制定、改正、廃止その他の事項に関し、平等に請願する権利を有し、かかる請願をしたためにいかなる差別も受けない。

第25条 当支部主催行事参加の権利及び義務

- (1) すべての加盟校は、原則として当支部主催のすべての行事に参加する権利を

有し、義務を負う。当支部が賛同して参加する行事もこれに準ずる。

(2) 加盟校は、当支部事業年度当初に、加盟校登録に関する必要事項を届出る義務を負う。

第26条 表彰を受ける権利

すべての加盟校及びその部員は、当支部規則の定めるところにより、その成果に応じて表彰を受ける権利を有する。

第27条 決定事項の遵守義務

すべての加盟校は、連盟及び当支部の決定事項を遵守する義務を負う。

第28条 対立団体の組織及び加入の禁止

すべての加盟校は、連盟及び当支部に対立し、支障をきたす団体を組織し、また同様の団体に加入してはならない。

第29条 部活動の事前届出義務

すべての加盟校は、その本拠地以外の場所において、部活動を行う場合、当支部規則の定めるところにより、事前に当支部に届け出なければならない。

第30条 部活動中の事故等届出義務

すべての加盟校は、部活動中に事故等を起こした場合には、万全の措置を行うとともに、直ちに当支部に届け出なければならない。

加えて、事故等発生の原因を分析し、将来の予防対策を設け、速やかに当支部に報告を行うものとする。

第31条 規約の改正

この規約の改正は、理事会の議決及び総会において構成員の3分の2以上の承認を必要とする。

第6章 解 散

第32条 解散

当支部の解散は、理事会の議決及び総会において構成員の4分の3以上の承認を必要とする。

第33条 残余資金の帰属

当支部の解散にともなう残余資産は、原則として連盟に帰属する。但し、当支部が再結成されることがあるときには解散後2年以内は返還を請求することが出来る。

第7章 雑 則

第34条 顧問

- (1) 当支部には、顧問を置くことが出来る。
- (2) 顧問は、支部長が理事会の承認を得て、これを委嘱する。
- (3) 顧問は、当支部の会務の運営に関し、支部長の諮問に応じ意見を述べる事が出来る。
- (4) 顧問の任期については、第13条第2項の規定を準用する。

第35条 加盟校委員会

- (1) 当支部は、加盟校との連絡をとるため、原則として月1回、加盟校委員会を開催する。
- (2) 加盟校委員会は、常任委員と、加盟校の学連委員で構成される。
- (3) その他委員会及び学連委員に関して必要な事項は委員長が定める。

第36条 ルール校

- (1) 当支部には、各種競技会の円滑な遂行をはかるため、ルール校を設ける。
- (2) 常任委員会は、次年度のルール校を選定し、委員長が指名する。
- (3) 指名されたルール校は、1名以上の常任委員候補を推薦しなければならない。
- (4) ルール校は、合計10校以内とし、任期は1年とする。但し、重任は妨げない。

第37条 運営校

部員を常任委員として出向させているルール校はこれを運営校とし、ルール校と兼ねる運営校の任期は3年とする。但し、重任は妨げない。

第38条 支部運営細則

当支部の運営細則は、別にこれを設ける。

第39条 加盟校の退会及び除名

加盟校に、連盟退会の意向があるときには、常任委員会の承認を得た後、退会を認める。加盟校は、3年間に及ぶ休盟、第5章に定めた義務に反する違反、または加盟校4分の3以上の連署による要求があった場合、総会の承認を得た後、当該加盟校への通達により、連盟より除名される。

第8章 罰 則

第40条 部活動中の事故等

加盟校が部活動中に事故等を起こした場合、また、その届出義務を怠った場合、支部長は十分な調査を行って書面をもって当該加盟校に対し、連盟及び当支部主催の競技会への出場を、6ヶ月を限度として停止させることが出来る。

第41条 交通違反

当支部は、加盟校部員が、交通違反を犯した場合、連盟及び当支部主催の競技会への出場を停止させることが出来る。

昭和27年 5月制定

35年 5月改正

39年11月改正

55年11月改正

57年 3月改正

59年 1月改正

63年 4月改正

平成 3年 2月付則削除

3年 2月改正

5年 5月改正

15年12月改正

令和1年12月改正